参考資料5

消防本部で実施している危険度評価とポイント制

建物リスク点

	検査分類	点数
分類	1号	30
	2号	20
	3号イ	10
	3号ロ	10
	4号	5
	5号	5
	6号	0
	未入力	25
	種別	点数
耐火種別	耐火	0
	準耐火	5
	その他	10
	未入力	9
	不明	9
	人数（以上）	点数
収容人員	1	0
	10	5
	20	10
	30	15
	40	20
	50	30
	60	31
	70	32
	80	33
	90	34

	100	35
	200	36
	300	37
	400	38
	500	39
	600	40
	未入力	25
追加項目	建物の特性及び設備	点数
	特定一階段等防火対象物	20
	デッドスペース有り	20
	スプリンクラー設備有り	-30

立入検査未実施点

第１・２種【１～５号】	
日数（以上）	点数
0	0
730(2年)	10
1095(3年)	20
1460(4年)	30
1825(5年)	40
2190(6年)	50
2555(7年)以上	200
完全未実施	220
第３種【６号】	
日数（以上）	点数
完全未実施	50

指示点

違反区分	点数
重大違反	30
中程度違反	10
軽度違反	3以下

繰り返し違反点

繰り返し数	点数
1	0
2	10
3	20
4	30
5以上	40

届出点

届出対象	点数
消防用設備等点検結果報告書(３年間届出無)	30
防火対象物点検結果報告書　　(　〃　)	30
防災管理点検結果報告書　　(　〃　)	30
避難訓練等通知書　　(届出有)	-5

別表（第２条，第３条関係）

検査対象区分表（防火対象物）

区分	分類	検査対象物	立入検査周期
第１種	第１号	法第８条の２の２に定める防火対象物の点検を要する防火対象物，法第８条の２の５に定める自衛消防組織を置かなければならない防火対象物，消防法施行令別表第一の(２)項ニ及び(６)項ロの防火対象物（(１６)項イで(２)項ニ又は(６)項ロの用途が存するものを含む）。	危険度評価に基づく優先度による。
	第２号	前号以外で，特定防火対象物（学校等を除く。）のうち，法第８条対象物で自動火災報知設備の設置を要するもの。	
	第３号イ	前二号以外で次に掲げるもの。 １　学校等又は共同住宅等のうち，大規模建築物。 ２　非特定防火対象物（学校等及び共同住宅等を除く。）のうち，法第８条対象物で自動火災報知設備の設置を要するもの。	
第２種	第３号ロ	前三号以外で次に掲げるもの。 １　学校等のうち，法第８条対象物で自動火災報知設備の設置を要するもの。 ２　特定防火対象物（学校等を除く。）のうち，法第８条対象物又は自動火災報知設備の設置を要するもの。	
	第４号	前四号以外で，学校等又は非特定防火対象物（共同住宅等を除く。）のうち，法第８条対象物又は自動火災報知設備の設置を要するもの。	
	第５号	１　前五号以外のもの。（共同住宅等及び小規模飲食店等を除く。）	

		2　共同住宅（大規模建築物を除く。）のうち，法第８条対象物で自動火災報知設備の設置を要するもの。 3　小規模飲食店等のうち，地階，無窓階又は３階以上の階の床面積が５０㎡以上のもの。	
第３種	第６号	前六号以外のもの。	

検査対象区分表（許可施設等）

区分	分類	検査対象物	立入検査周期
第１種	第１号	許可施設のうち，予防規程を要するもの。	１年に１回以上
	第２号	許可施設のうち，危険物保安監督者を要するもの。	２年に１回以上
第２種	第３号ロ	許可施設のうち，第１号及び第２号以外のもの。	３年に１回以上
	第５号	少量危険物を貯蔵し，又は取り扱う施設。	５年に１回以上

危険度評価：建物の用途，面積，階数等により火災発生のリスク・火災時の被害リスクを総合的に判定し，点数により危険度を評価するもの。評価基準に関する事項は別に定めるものとする。

特定防火対象物：法第１７条の２の５第２項第４号に定めるものをいう。

非特定防火対象物：特定防火対象物以外のものをいう。

法第８条対象物：法第８条の規定により防火管理者の選任を要する防火対象物をいう。

大規模建築物：延べ面積５，０００㎡以上又は地階を除く階数が１１以上の建築物をいう。

学校等：消防法施行令（昭和３６年政令第３７号。以下「令」という。）別表第一の学校，保育園，幼稚園，神社，停車場をいう。

共同住宅等：令別表第一の(５)項ロの防火対象物及び法第１７条非該当の防火対象物をいう。

小規模飲食店等：規則第９条第１項第１号イ及びエに掲げるもので，かつ延べ面積１５０㎡未満のものをいう。ただし，１号エについては同項第１号ア及びウに供するものを除く。

許可施設：法第１０条に定める危険物製造所等をいう。

少量危険物：法第９条の４に定める指定数量未満の危険物のうち，指定数量の５分の１以上のものをいう。